

一般社団法人 日本環境教育学会 委員会規程

2016年 12月 3日 制定
2019年 3月 9日 改訂
2021年 12月 6日 改訂
2022年 3月 19日 改訂

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本環境教育学会定款第44条に基づき、委員会の設置と運営に関する必要な事項を定めるものである。

(設置)

第2条 委員会は、理事会の承認を経て設置する。

(委員会の種別)

第3条 当法人には、以下の常設委員会を置く。

- ア. 編集委員会
- イ. 広報委員会
- ウ. 企画委員会
- エ. 国際交流委員会
- オ. 研究委員会
- カ. 地域活性化委員会
- キ. 倫理委員会

2 上記のほか、必要に応じて特設委員会を置くことができる。

(委員長)

第4条 委員会の長は、理事会において業務執行理事の中から選任する。

- 2 委員長は委員会を組織し、事業計画および予算にそって、必要な業務を行う。
- 3 委員長は、委員会の所管する通帳および現金を管理する。

(副委員長)

第5条 委員会には、委員長の指名により副委員長を置くことができる。

- 2 副委員長は委員長を補佐する。

(委員)

第6条 委員には、正会員のうち、委員長の推薦を経て理事会の承認を得たものが就任する。

- 2 委員の任期は、原則として2年とする。
- 3 委員は再任を妨げない。

4 委員が、次の各号の一に該当するときは、理事の3分の2以上の賛成による理事会の議決を経て、解任することができる。この場合、理事会で決議する際に、その委員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障等のために、会務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 会務上、委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(理事会への報告)

第7条 委員長は、委員会の活動および会計を理事会に報告する。

(その他)

第8条 委員会の設置および運営に関して、その他必要な事項は理事会において審議する。

(規程の改訂)

第9条 本規程を改訂する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、2022年3月19日から施行する。